

（操縦装置）

**第10条** 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置  
その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置
- 二 制動装置の操作装置
- 三 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗淨液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置